

令和7年2月定例会懲罰特別委員会（3月18日）

開会（10：45）

○石田江利子委員長 それでは、皆様、御苦労さまです。

ただいまから懲罰特別委員会を開会いたします。

これより会議に入ります。

本日の議題はお手元に配付してあるとおりであります。

議題の1「石原孝之議員に対する懲罰動議」を議題といたします。

本件は、3月14日開催の当特別委員会におきまして、石原議員に対する懲罰動議を審査した結果、石原議員に対して懲罰を科すべきものとし、その懲罰は陳謝を科すべきと決定いたしました。

本日は陳謝文について御協議をいただきます。

陳謝文案については本委員会で決定することとなっております。

陳謝文案につきましては、委員長案をお手元に配付してありますので、事務局に朗読させます。

○大石一宏議会事務局長 それでは、陳謝文案を朗読します。

陳謝文。

私は、去る令和7年3月5日の本会議において行われた一般質問の質疑中、市長に対して、無礼な言葉を用い、侮辱した発言を行ったことは、訂正、削除だけをもって済むものではなく、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員として、誠に申し訳なく思っております。

今後、このようなことが二度とないように、議会及び関係者の皆様に深くお詫び申し上げるとともに、猛省し、信頼回復に努めてまいります。

焼津市議会の一員として、誠意を尽くして心より陳謝いたします。

以上の内容でございます。

○石田江利子委員長 ただいま朗読した陳謝文案につきまして、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○深田ゆり子委員 1行目の「一般質問の質疑中」という言い方なんですけれども、こういう文書には「質疑」という言葉を使うんでしょうか。私たちはいつも「一般質問の再質問の最中に」とか、そういう表現を使っているんですが、質疑というと議案質疑と混乱するので、その辺を確認願います。

○長谷川貴紀議事担当主幹 確かに深田委員がおっしゃるように、「質疑」ですと議案質疑と混同しますので、「一般質問の質問中」ですとか、「再質問の最中」ですとか、そういう言い方のほうがよろしいかと思えます。

○藤岡雅哉委員 意見というより質問なんですけれども、先日、第2回の委員会で御本人からお話をいただいたときには、この発言そのものが無礼な発言であるという御認識は全くなかったというところなんです、先般の議会運営委員会で発言の取消しの申出があったという話でしたので、そこは事務局、何か理由を聞いてらっしゃるんでしょうか。

○大石一宏議会事務局長 先日、日曜日に発言取消しの申出がありました。

経緯を申しますと、以前、懲罰動議を提出された3名の議員に取下げをしてほしい旨

のメールを送ったその日、石原議員と電話で発言の取消しと動議の取下げについて、私とお話をしました。その中では、発言を取り消したから動議を取り下げるかは、それは提出議員に確認してもらわないと私は何とも言えませんと。そこは関係性はないものということで説明をさせていただいたところであります。そうしたところ、先ほど言ったとおり、日曜日に発言の取消しがあったというのが、これまでの経緯と結果でございます。

○藤岡雅哉委員 時系列は分かるんですが、我々が弁明の際に、失礼に当たるのはどういう言葉ですかと聞いたときにも一切、失礼な言葉ではなくて、こういう根拠があるからこういう発言をしたんだというお話でした。その後に取消しの申出があったものですから、御自身の考えが変わられたのか、その辺がちょっと分からないので、何か理由が分かるといいなと思ってお尋ねをしたところです。何か矛盾していると思われま。

○大石一宏議会事務局長 石原議員からは、事務局には一切そういった連絡、お話しはございません。

○深田ゆり子委員 先ほどの3月16日日曜日に発言の取消しの申出があったというのは、休日ですけれども、メールで議会事務局に送信させたのか、電話なのか、どういうふうにあったんですか。

○大石一宏議会事務局長 石原議員からは、メールで提出がございました。

○深田ゆり子委員 先ほど藤岡委員が、14日の懲罰特別委員会の弁明の発言と矛盾する行動を起こしていることに対して、発言の取消しの内容、文書の中には、14日に自分が弁明で発言したことについては、一切触れていないということでよろしいですか。

○大石一宏議会事務局長 あくまでも発言取消の申出のみで、補足説明はございません。

○深田ゆり子委員 それは議長宛てに出されたものなのか、議会事務局宛てに出されたものなのか。

○大石一宏議会事務局長 発言の取消しでございますので、議長宛てに提出されたものと理解しております。

○深田ゆり子委員 そうしますと、16日に取消しの要請があったと。昨日17日ですよね。17日に議長は、この石原議員からの取消しの内容を見ていたんですか。

○大石一宏議会事務局長 発言の取消しの意向があった旨は、議長に報告してございます。

○奥川清孝委員 取消し、削除の申出があれば、削除をするかしないは議長が判断することということでいいし、今回の問題とは関係ないという整理の仕方でいいんですよ。

○藤岡雅哉委員 非常に混乱をしています。意思が変わったのであれば、この判断をする前に、もう一度、御意見を聞かないといけないのかなと、どうしてもそういうふうになってしまうので、意見として申し上げておきます。

○深田ゆり子委員 石原議員の言葉とメールが矛盾して、二転三転していることは、この特別委員会の委員を混乱させる原因をつくっておりますので、メールで取消しをお願いしたいというやり方は、やはりまずいと思うんですね。私たちは、あくまでも本人からの言葉、弁明、委員会での正式な場面での言葉をやっぱり最重視しなきゃいけないと思いますので、先ほど藤岡委員がおっしゃったように、もう一度本人からの経緯と真意をやっぱり聞くべきだと思うんですよ。それでないと、この陳謝文を明日の会議に出せないで、今日の午後なのか、それともあしたの朝早く、8時半から開くのか、その上で

決定したほうがいいんじゃないかなと思います。

○**藤岡雅哉委員** 懲罰特別委員会に対して発言の取消しについての報告を受けたのは、先ほどの議会運営委員会が初めて、要は今日知ったということが事実だとすれば、先ほど深田委員がおっしゃるように、再度、意思の確認を御本人にしたほうがいいという御意見に賛成します。

○**池谷和正委員** 昨日のNHKのニュースの最後に石原議員本人のコメントが少し、映像の中で流れていたんですけど、一つ気をつけなきゃならないのは、彼の中での論点がずれてきているというか、「いじめられている」というキーワードを少し出していただけ、そもそも何でああいう政治倫理審査委員会を開いたかというところの一番の元が、本人自身の最後の言葉の締めで真逆に捉えているような言い方をしていたものですから、今回のこのことについても、例えば事務局長から指導という形で、こうやって取下げをしてもらうためには、以下の点について段階を踏んでいかなきゃならないですよという指導がそこに入っていたかどうか。だから、今あなたは私に一生懸命言っているけど、本当に取り消してもらったんだったら、ちゃんと議長と会ってお話をしたほうがいいですよという指導を行っていたかどうかというのがちょっと今、引っかかっているんですよ。

だから、彼は彼の中の解釈で、もういいんだよ、事務局に言ったんだから、事務的手続は終わっているんだという認識でいたら、やっぱり藤岡委員と深田委員が言うように、1回ここに来て、本当にお前、気持ちが変わったのかというのを確認しないと、僕たちのそもそも崩れちゃうものですから。

ただ、彼にその電話を誰がするかも、これから連絡するのにも、入り口を間違えると、またごちゃごちゃになるのかなと思うので、一度もし聞くんだったら、今日の今日では忙しいから来られないとか、急に勝手にそっちで決めたという言葉が出てくるんだったら、ちゃんと明日の朝一番で8時半に来てもらって、その話1点に集中して、45分から、議員全員協議会なので、どうしてもそれまでの10分ぐらいでやってもらうとなると結構タイトだと思うんですよ。もう明日ですよ。

今日も来てくれるかどうか分からない。電話だったらいいですよと言うかもしれないよね。どこまで皆さんが構えるかによって決まっちゃうと思うんですけど、話を聞くという方向になるんだったら、その辺は気持ちを全員から聞いたほうがいいと思います。

○**奥川清孝委員** 私も指導的な立場で、彼が非常に反省して、そういう方向へ持っていくというのは、これは当然いいことだと思うんですよ。ただ、発言したことというのは、取消しは利くけれども、削除は利くけれども、言った事実というのと、それに与えた侮辱とか屈辱とか、そういう問題は残ることなので、そこを別に議論していかないと、削除することはいいことというか、本人がそうして言うてくることはいいことだけど、言ったことによって屈辱を与えたこと、そういう事実は残るので、それはそれで懲罰の対象としていくべきじゃないかと、その経緯として来てもらって、いろいろ反省する意味で聞くという行為は、別に教育的な立場でもいいと思いますけれども。

○**鈴木浩己副委員長** 冷たいかもしれませんが、自分は、別に発言の取消しがあったからといって、こちらがそこまで気を遣ってやる必要は一切ないと考えます。

というのも、陳謝文を用意して、これを読んでくれれば済む話。そして会議録から自

分の発言についても取消しをするということで、それが2つセットになれば、もうそれで終わる話になるんですけれども、ただ、昨日の感じだったりすると、どうもそういう雰囲気ではないなという気がします。

ですから、発言だけは会議録から削除というのは、以前から言っていた話ですから、3人の提出者にメールで送っていた事実からすると。それはそれとして、ごく当たり前の話なんですけれども、懲罰特別委員会で、石原議員のことで、陳謝ということで協議をして、落としどころにさせていただいて、陳謝文の文案も今作っていただいて、あした読んでくれば、もうそれはそれでオーケーと。

ただし、読まない可能性も、そっちの確率のほうが極めて高いので、その次の想定に入って準備をさせていただいているわけですから、私は別に石原氏の意見は聞く必要がないという意見を持っています。

○**奥川清孝委員** 私は、先ほども言いましたけど、今、副委員長とは少しですけども違って、懲罰は何のために科すかといったら、やっぱり本人が反省をする、これからそういう態度を取らないように自己反省をしてもらうために懲罰を与えることだから、そういう意味では、自分が少しでも反省してきているような言い方をしているのであれば、それはこの委員会の場合でなくても、その考えは聞いて、寄り添う必要はないけれども。

あえて言えば、我々自身も議員として、そういう同僚の議員として、彼だけというか、我々もやはり一緒になってそういう部分を直していく気持ちは持つ必要があるのかなと思います。これから再発防止なり、そして少しでも直してもらうために、全員で研修会を開いてみるとか、そういう努力をして、初めて焼津市議会として、そういう問題に対して、ここから解決に向かって動いているという姿勢が見られるんじゃないかなと思うんですが。

○**藤岡雅哉委員** 何をどう判断するかということですが、なぜ再度御意見を確認したほうがいいかと思っているかということ、もともとメールで発言の取消しの意向があるということとは確認をしていたので、実は、先日14日の懲罰特別委員会での発言の中に、発言は取り消す、この部分は反省している、そういった御本人のお言葉があれば、私は懲罰すべき、もしくは懲罰のレベル、その判断も、その言葉によって影響を受けて、その判断をしている。その事実がまた変わってしまっているものですから、そこで彼の意味ですか考えが変わっているんだとすれば、そこはしっかり意を酌まないといけないのかなと。我々懲罰特別委員会として、どういう基準をもって判断を下さなければいけないかというところに立っていると思うものですから、その意味で再度確認をしたほうがいいと。

もちろん手続的に混乱を与えているのは彼のほうですので、そこまでするべきなのかなどうなのかということは、心情的にはあると思うんですが、御自身が違法にじゅうりんされているような、そういった思いを払拭するためにも、しかるべき手続を取ったほうがいいのかなというのが私の意見です。

○**奥川清孝委員** しかるべき手続というのが、やはり議長に対して申出があったもので、申出を受けた議長がどう判断するかは、それは議長が判断してもらって進めてもらえばいいことですし、今までの公の中で、懲罰特別委員会で進めてきた問題は問題として、やはりそれは粛々と進めていく。訂正したいなら訂正の申出をしてもらえばいいし、ここにも書いてあるように、「訂正、削除だけで済むものではなく、議会の品位を保持」

いろいろなやっぱり書いてあるので、それはそれとしての議論でいいという感じはしているんですけど。

○大石一宏議会事務局長 先ほど池谷委員からお話がありました事務局とのやり取りの中で、どこまで指導できたかという部分でございますけども、この間の議会運営委員会の席において、杉田議員と岡田議員につきましては、議員からの御意見を受けまして、謝罪の上、発言の取消しを行ったところでございます。

そのときのやり取りの中で、石原議員からは、発言の取消しはどうやったらいいんだということで、様式を御本人に送らせていただいて、どういった形で提出すればいいのかというところまで指導はしておりません。

○藤岡雅哉委員 どうやって取消しをしたらいいのかという相談はいつあったんですか。

○大石一宏議会事務局長 先ほどの説明のとおり、電話の中で、発言を取り消したら取り下げしてくれるのかというやり取りの中で、その旨を伝えました。石原議員が提出議員3名の方に取下げをしてほしい旨のメールをした日、メールを送る前に電話のやり取りを私としております。

○池谷和正委員 今の局長からの報告を聞いていると、僕からすると、弁明をここでしてもらったときのニュアンスというか雰囲気、そもそもちっと自分たちが想定していたのと違ったものですから、今の感じでいくと、実務的に何とかこのハードルを飛び越えるために何をするかというところの、処罰の対象にならないようにやる段取りの1つとして、やり方を指南してもらったというふうに多分捉えているのかなと今、直感的に思ったんですけど。

今、2つの意見でぶつかっている最中だと思うんですけど、もう一度確認しても、確率的にいったら、ここで弁明したのと、昨日の夕方のNHKのあの言いつぶりも含めると、僕はあした、この行為そのものを陳謝することすら多分しないと思うんですよ。正直一番何があれかということ、直接対話して彼と話をしない限りは解決に向かっていかないかなと。どうしても通り一遍の決まり事の中だけで彼と今、対峙しちゃっているので、もう一度どこかというのは、今まで事務局の皆さんと石原議員が一番会話をしている、当の議員の私たちがちょっと会話が少ないのかなというのは1つ感じるところでもあるんです。

とにかく今の気持ちをもう一回聞かせてくれというのをこの委員の中の誰かが話をするのか、委員長が代表で聞くのか、はたまた、そういう取消しの申出があったんだけどといって議長が石原議員と1回電話で話をするのか。会うのは無理だと思うので。それを聞いてから、次のこの委員会の動きをまた決めるんだったら決めると。どうしてもタイムリミットがあるので、逆算すると今、皆さん、どうしようとなっていると思うんですけど、もうここまで来ちゃったら、一度、僕が思うには議長から、申出があったということを知ったけど、あなた今、どう思ってるのといって、何なら1回会って話ししようかというぐらい一歩踏み込んでもらえるかどうか、ちょっと鍵になるかなとは思っています。

○藤岡雅哉委員 今の池谷委員のお話なんですが、私はちょっと反対でして、この委員会でしっかり聞かないといけないんじゃないかと、委員がちゃんとその発言をもって判断をしなければいけないんじゃないかと思っておりますので、申し訳ないんですが、そう

いう意見を述べさせていただきます。

○池谷和正委員 藤岡委員のおっしゃるとおりだと思いますよ。だけど、それを打開するために、1つ提案を私から今させてもらいましたので。だから今、藤岡委員が言うように、この委員会でというんだったら、じゃあどうするかという話をしなきゃ終わらないと思います。

○奥川清孝委員 事務局にちょっとお聞きしたいんですけど、日曜日にメールがあったという説明だったよね。それで月曜日に開いてみたら、取消し云々ということを書いてあったということは、ここへ来て陳謝の弁明をしたときじゃなくて、その後だよ。ということは、それが議長宛てに出てきているということであれば、そこで交通整理をしてもらわないと進まないということになるんじゃないかと思うんですけど。

○池谷和正委員 石原議員に対して通り一遍の言い方、やり方を言ったところで、まともに受けてもらえるかといったら、僕は不安なんですよね。だから、どちらかというと、二歩も三歩も近づいて、もっとこうするべきだよという、ちょっと大げさな指導をしない限り、一度、議会運営委員会でもめて、応接室でなだめて本会議へ持っていったときもそうだったんですけど、君ならできるから、理解できるよね、君ならできるからという、かなり寄り添った形で声を添えて、ようやく、分かりました、やります。でも、やっていることが自分の中で理解しながらやっているかという、そうでもなかったんですよ。僕は言ったけど、僕の気持ちは逆ですとその後言ってきたので、これじゃ、そもそもがやっぱり違うんじゃないかと。

だから、このことが1回で終わるかといったら、それもはてななんですけど、一度本当に取り消すんだったら、せめて懲罰特別委員会のメンバーの前で、ああいう弁明じゃなくて取り消すなりの弁明をしなきゃならないし、そのときには君の本心で言わなきゃならないよというところまでセットで指導しないと、ここでこうだからと言っても、僕は聞かないと思います。

○藤岡雅哉委員 池谷委員は大変優しいなという見方をします。私としては、学校でも何でもないものですから、議員という責任の下に彼は発言をされておりますので、その発言の意味をしっかりと考えていただかなければいけないなと思っていて、私がどうしても彼を呼んでここで意見を聞かなきゃいけないと思っているのは、私たちの判断の基準となった発言が、意思が変わっているというふうに見受けられる以上は、その確認を御自身の口から、私がここに彼が来られたときに聞きたいことがあるとすると、発言の取消しをされるということは、この発言は無礼な言葉であった、もしくは言うべきではなかった言葉という認識をされているんですかと。それは先日の14日のお話と違うように思いますが、どうですかということをしっかり確認をした上で判断をしたいという趣旨だけです。

事務的に可能であれば、例えば今から電話をして、午後來ることが可能であれば、午後、再度、第4回を開くこともやむなしかなというふうに思っております。

○奥川清孝委員 確認をこの委員会の中で行うというのは、どうなんですかね。ずっと延々とそうなっちゃうじゃない。

○内田修司委員 それぞれの御意見は非常に理解できるころではありますが、第2回の懲罰特別委員会で弁明の機会があり、本来その前の本会議のときに弁明をする機会があ

ったけど、それはせず、2回目の弁明の機会では、皆さんが聞かれたとおり、ああいった弁明をされて、それはもう記録にも残っておりますし、外部のメディアにもちゃんと流れているところであります。

今回、発言取消の申出をしたという事実はあるものの、もし前回の弁明を取り消すような弁明をしたいのであれば、本人がこの特別委員会に対して申入れをしてくるのが筋であり、それが無いのであれば、あえて我々から歩み寄って聞く必要がないと私は思います。なおかつ、明日、本会議で懲罰動議を上程した際に弁明の機会があると、弁明をしたいと言っているのであれば、その場で本人が反省をしたということを述べてもらえばいい話であって、それを受けて採決をするんですが、それを本当に理解したのであれば、この結論を変えて、採決、懲罰を取下げ、丸にしないというところですか。とにかく、もう一回弁明の機会は本会議であるので、それを聞くということで私はよろしいのではないかと思います。

○原崎洋一委員 私も内田委員の意見にほぼ賛成なんですけども、弁明の機会は今まで何回となく、複数回あったわけで、それに対して、ある意味、この前の委員会でも振り回されているような状況を私は感じています。懲罰特別委員会は、もともと懲罰をどうするかということであって、本人が反省をしているかどうかなんていうのは、私はあまり考慮に入れる委員会ではないと思っています。

○鈴木浩己副委員長 まずは、ここへ来ていただいて御意見を聞くというのが、石原議員にとっては一番いいことなのかもしれない。もし反省をしているようでしたら。でも、内田委員とか原崎委員がおっしゃるように、本来、本当に本人が反省をして発言取消の申出をしたようでしたら、当然、昨日のようなああいう態度はないと思います。

ですから、我々懲罰特別委員会としては、やっぱり一定の事務手続と、あとは本人への弁明の機会をこれまで与えてまいりました。その途上で発言取消の申出のメール1本が入っていることだけと。発言の取消しと言うけれども、会議録の削除の申出と考えたほうがいいかもしれない。自分が言ったことについて、これは悪かったから、その部分の発言を取り消すという思いで考えていると大間違いな気がする。むしろ、将来この部分は自分にとって不利になるから、だからこの部分だけは会議録から削除してもらいたいという自分本位な判断の下でのメールなのかもしれない。

ただ、それはよく分からないので、先ほど池谷委員がおっしゃったように、メール送付先が議長であるならば、議長から1本連絡をしていただいて、御本人が本当にこの陳謝文の内容のように反省をして発言の取消しをメールで送っているような、そういう態度を示すようだったら、こちらとしても一定の猶予を与える中で、あしたの本会議の前辺りに、今回、陳謝というジャッジにしておりますけれども、弁明の機会で本人が陳謝文と同じような内容での発言がもしあれば、議長から戒告という感じで、昨日のような嚴重注意的な内容の戒告文を読んでいただいて、それで終わればいい話だと思っておりますので、まずは今日、議長から石原議員に意見を、気持ちを聞いてもらって、反省をしているような状況だったら、あしたの議員全員協議会の前に懲罰特別委員会に出席をして、その弁明を聞いて、そして陳謝というレベルからもう一段下げるのかどうなのかという、そういう判断をすればいいのかなというふうに思う。

ただ、本会議の弁明のところで、陳謝文のような内容で弁明をするのかどうかについ

ては、まだまだよく分からないので、２段階とにかく懲罰特別委員会としては持っていて、しっかりと反省の弁を唱えるようなら戒告、全然お話にならないようだったら、追加の懲罰動議が発せられて、出席停止へのレベルアップと、そういう感じで考えておいたほうが良いと思います。ですので、今日、議長に聞いてもらえれば大変ありがたいです。

○石田江利子委員長 それでは、今、副委員長から御発言があったように、議長に確認をしていただきます。

今日は陳謝文の確認をしていただきたいものですから、先ほど御意見を幾つかいただいたところを訂正し、陳謝文はこのまま御用意をさせていただくということで御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○石田江利子委員長 先ほど副委員長がおっしゃったように、まずは議長から確認をしていただく、場合によっては、先ほどおっしゃったように、議員全員協議会の前にもう一回懲罰委員会を開いて、もし陳謝文に落とし込むのであれば、その陳謝文の内容をもう一度そこで精査しなきゃいけないことがあるかもしれません。そのレベルも含めて、進んでいくということによろしいでしょうか。

○藤岡雅哉委員 私はここで聞きたいと言いましたが、その意思を議長に確認をしていただく、それを委員会に教えていただいて、再度、委員会をするということですか。この文言を決めて、懲罰特別委員会としての結論はこうですということは、まだ今現時点では決めなくていいということですよ。

○鈴木浩己副委員長 慎重を期すという意味では、やっぱり藤岡委員の論調が正しいのかもしれませんが。ですから、今日からあしたに向けての段取りとして、まず、議長から石原議員に対して気持ちを聞いていただく。もし連絡がつかなかった場合、あしたの朝８時半から、とにかく懲罰特別委員会を開催する。そこで石原議員に来てもらって最終の弁明の機会を与える。これは来る来ないは石原議員の勝手ですけど、もし来ないんだったら、もうこの段取りどおり行く、そういうことでいいのかなと思うんですけども。

もし議長から気持ちを聞いてもらって、心から反省していますというようだったら、あしたの８時半の懲罰特別委員会で本人に来てもらって、ワンランク落として戒告、そういう感じにも段取りは取れると思いますので、今３回目ですよ。４回目で最終調整ということで判断をしたら、非常に慎重な対応になるかなと思います。

○石田江利子委員長 では、議長に確認をしていただいて、石原議員がどのようなお話になったかというのを、また事務局を通じてこちらに御連絡をいただいて、その内容によっては、もしかしたら開催しなくても済む可能性もあるのかなという感じもしますので。要は、議長とのお話の中で、取消しは取消しですけど、反省の感じが全然ないということもあり得ますので、そこは事務局と委員長で確認させていただくことにしてよろしいですか。１回必ずやったほうがよろしいですか。

○深田ゆり子委員 議長のお話で、反省があるのかなのかというのは分かります。けど、あしたの朝８時半から本人が１４日言ったことと変わっているのかどうか、弁明を再度一応やるということは入れておいたほうが良いと思います。

○池谷和正委員 弁明じゃなくて、確認じゃないですか。確認だと思いますよ。何で弁明

をもう一回やらせるかが分からない。弁明じゃない。もう弁明の機会は終わっている。
取消しだ何だというものの最終確認をさせてもらうという、そうすれば、藤岡委員だっ
て聞ける。

○深田ゆり子委員 弁明の確認。

○池谷和正委員 取消しについての確認。

○奥川清孝委員 本人は出席を希望してるの。

○池谷和正委員 奥川委員、それを言っちゃうと本末転倒になってきちゃう。確認しても
らえばいい。

○藤岡雅哉委員 来る来ないは意思なんですけど、我々としては、しかるべきそういう手
続を踏んだということが、プロセスがすごく重要だと、この懲罰特別委員会では大事だ
と思っているので、それが一番いいと思います。

○石田江利子委員長 それでは、あしたは確実に8時半から懲罰特別委員会があるという
ことにさせてもらいます。本日の懲罰特別委員会はこれで終了いたします。

閉会（11：35）